

農地法第 3 条許可申請に必要な書類

1 許可申請書 3 部

2 各人が用意するもの

(1) 譲渡人 (貸人)

- | |
|-------------|
| ① 実印 |
| ② 印鑑証明書 1 部 |

※法人の場合は、以下が必要になります。

- | |
|--------------|
| ① 代表者印 (登録印) |
| ② 印鑑証明書 1 部 |

(2) 譲受人 (借人)

- | |
|--------------------------|
| ① 住民票抄本 1 部 |
| ② 認印 ※代理人が申請する場合は「実印」 |
| ③ 農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等 |
| ④ 耕作証明書 1 部 ※村外の方のみ |
| ⑤ 農家基本台帳の写し 1 部 ※村外の方のみ |

※法人の場合は、以下が必要になります。

- | |
|----------------------------------|
| ① 代表者印 (登録印) |
| ② 印鑑証明書 1 部 |
| ③ 定款 1 部 |
| ④ 取締役会議事録 (農地取得の経緯が確認できる議事録) 1 部 |
| ⑤ 農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等 |
| ⑥ 耕作証明書 1 部 ※村外の方のみ |
| ⑦ 農家基本台帳の写し 1 部 ※村外の方のみ |

3 事例に応じて必要な書類 (それぞれ各 1 部)

- (1) 代理人が申請する場合：委任状、実印、委任者の印鑑証明書
- (2) 登記事項証明書の住所が住所等と異なる場合：戸籍の附票等
- (3) 地上権・地役権・抵当権等が設定されている場合：受人の確認書
- (4) 権利移動の場合 (売買・贈与・交換)：評価額通知書 ※役場税務課で取得
- (5) 貸借権設定の場合：契約書の写し
- (6) 新規就農の場合：営農計画書
- (7) 申請地が相続未登記の場合：被相続人の相続関係が分かるもの (戸籍謄本等)、相続人の同意書、同意者の現住所が分かるもの

- 上記以外の書類の提出を求める場合があります。
- 毎月 20 日 (閉庁日の場合はその前の開庁日) までに提出があった申請書を、翌月 10 日頃の農業委員会総会にて審議します。

担当 田舎館村農業委員会事務局
電話 0172-58-2111 (内線 131・132)